

瀬戸市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和8年7月24日(金) 午後2時から午後4時

2 開催場所 瀬戸市役所大会議室

3 出席委員

農業委員

1番	伊藤 憲昭	
2番	井上 俊英	
3番	小澤 早由里	
4番	作石 正太郎	
5番	住 珠紀	
6番	高島 八十三	
7番	武田 晴光	
8番	長江 和春	
9番	中村 征実	
10番	藤井 義廣	
11番	矢野 洋三	
12番	横道 厚子	欠

農地利用最適化推進委員

1番	磯村 幸成
2番	大澤 憲男
3番	大津 広隆
4番	日比野 茂
5番	藤田 茂夫
6番	前田 晴美
7番	水野 光
8番	矢野 隆治

(出席 19 欠席 1)

4 議事日程

議題

第30号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第31号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第32号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第33号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第34号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第35号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第36号議案	農用地利用集積等促進計画の変更について	1 件
第37号議案	瀬戸市特定農地貸付規程の改正について	1 件
第38号議案	瀬戸市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当する地域の変更について	1 件

報告事項

報告第16号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	5 件
報告第17号	現況証明願出書について	1 件
報告第18号	電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に係る事業計画書	1 件
報告第19号	農地改良届出書について	1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会 7 月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員 1 2 番 横道 厚子委員より欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

8 番 長江 和春(ながえ かずはる) 委員

9 番 中村 征実(なかむら まさみ) 委員

を指名いたします。

(第 3 0 号議案)

議長

では、これより議事に入ります。「第 3 0 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

第 3 0 号議案について、申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の 1 筆で、面積は 1,1 8 0 m²です。今後は田として利用予定です。

当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受人とで話がまとまり、本申請に至りました。受人は、瀬戸市内において合計約 1 8 6 m²の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員からも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第 3 0 号議案につきましては以上です。

議長	事務局の説明は終わりました。 地区担当委員から補足などはございませんか。
地区担当委員	(なし)
議長	農業委員の皆様ご質疑はございませんか。 (なし)
議長	推進委員の皆様ご意見はございませんか。 (なし)
議長	特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第30号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり承認することに決しました。 (第31号議案)
議長	続きまして、「第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の1筆で、面積は877㎡です。転用目的は、太陽光発電施設の設置です。 立地基準は、公共施設（山口駅）を起点とする半径500m以内の区

域であるため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が資材置き場、東側が道路、南と西側が水路です。

近隣農地への防除については、太陽光パネルの周囲をフェンスで囲み、敷地全体を防草シートで覆うことで隣地との話し合いがされており、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみで自然浸透です。フェンスの周囲にある既設及び新設の素掘り側溝により雨水を貯留できるようにするため、近隣農地への支障はないことを地元農事組合の承諾済です。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第31号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当委員から補足などはございませんか。

高島委員

申請地は、水田を行っていた土地であり、素掘り側溝含めて畔が約30cmあるため水が溢れることはない、と、地元農事組合会長と農業委員の立場から許可しました。

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

藤井委員

農事組合の排水の許可について、敷地内に防草シートを張ることで従来より水の浸透が少なくなり、防草シートの表面を流水する。素掘り側溝で水が溢れることはなくても、流水先の接合点で水が大量になるのではないか。

高島委員

業者説明で、防草シートが従来より浸透力の強い物を使用すると説明を受けています。

議長	排水先の出口で水が大量にならないか心配しています。
高島委員	出口は、栓を閉め排水しないと聞いています。そのため問題ありません。
議長	推進委員の皆様ご意見はございませんか。 (なし)
議長	特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第31号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり承認することに決しました。 (第32号議案及び第33号議案)
議長	続きまして、「第32号議案及び第33号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	対象地は、道路を挟み隣接地の申請であるため同一の計画に関する申請として2件を併せて説明いたします。 第32号議案の申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は850㎡です。 立地基準は、街区面積に占める宅地面積の割合が40%超過のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北と西側が道路、東側が宅地及び畑、南側が水路です。

第33号議案の申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「畑」の1筆で、面積は643㎡です。

立地基準は、市街地近傍小集団農地のため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北と東側が道路、南側が水路、西側が畑です。

2件とも転用目的は、太陽光発電施設用地です。

近隣農地への防除については、太陽光パネルの周囲をフェンスで囲み、敷地外周を防草シートで覆うため、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみを自然浸透し、浸透を促すために敷地内に縦穴排水を複数設置します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第32号議案及び第33号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当の委員から補足などはございませんか。

地区担当委員

(なし)

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

藤井委員

計画図面に、「パネル配置について、地形・地質等により施工方法を変更する場合があります」等と記載があるが、それを議題として良いのですか。記載してあることを認めてしまうと、業者が変更して良いと認められたことになり、縦穴排水を設置しない等の変更をされるのではないかと心配しています。

事務局

多少の計画が変更されることはよくあり、軽微な変更の場合は問題な

いと認識しています。大きな変更の場合は、事業計画変更願いを提出いただく運用となっていますが、本議案について、「パネル配置について」と記載があること、及び地元と協議のうえで決定している計画のため縦穴排水の設置がなくなることはない軽微な変更についての記載と認識しています。

議長

本議案は、軽微な変更という理解でよろしいかと思えます。

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第32号議案及び第33号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案及び第33号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第34号議案)

議長

続きまして「第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の1筆で、面積は618㎡です。転用目的は、駐車場です。

立地基準は、市街地近傍小集団農地ため、第2種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が道路及び田、東と西側が水路、南側が

宅地です。

近隣農地への防除については、北と東と西側にコンクリートブロックを設置することで隣地との話し合いがされており、近隣農地への支障はありません。

排水は、雨水のみであり、敷地内に集水桝を設置し、隣接する水路に排水します。排水承諾について、地元農事組合から承諾を得ています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第34号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当委員から補足などはありませんか。

(発言があれば許可)

高島委員

申請地は、国外に輸出するまでの仮置き場として使用すると聞いています。敷地に油が漏れない対策をしてほしいと依頼したところ、対策は難しいとの話であったため、排水承諾書とは別に、問題があった場合に対処しますという内容の申述書をもらうことで良いこととしました。

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第

34号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第35号議案)

議長

続きまして「第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が「畑」、現況地目が「原野」の1筆で、面積は1,032㎡です。一体利用地を含めた全体面積は、2,467㎡で、転用目的は駐車場及び資材置き場の設置です。

立地基準は、市街地介在農地のため、第3種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北側が水路、東と南側が宅地、西側が一体利用地の駐車場兼資材置き場です。

近隣農地への防除について、周囲に農地はないため支障はありません。

排水は、雨水のみであり、敷地の西側に排水路を設置し、集水桝に集め市道側溝へ流します。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第35号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当委員から補足などはございませんか。

地区担当委員

(なし)

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第 35 号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 35 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第 36 号議案)

議長

続きまして「第 36 号議案 農用地利用集積等促進計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は、農地の利用権を設定するため、貸手^{かして}及び借手^{かりて}の双方から農用地利用集積等促進計画が提出されましたが、地域計画の区域外であることから、本農業委員会から愛知県農業振興基金へ農用地利用集積等促進計画を定めるべきとして要請するものです。なお、瀬戸市からは当該計画について「意見なし」と聞いております。

番号 1 の農地は、新規の利用権設定です。借手^{かりて}は、農業塾を卒業しており、利用権設定することに支障はありません。

本件は愛知県農業振興基金を通じて貸付けるもので、面積等は記載のとおりです。

また、地区担当委員、推進委員からも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積等促進計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第３６号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

地区担当委員から補足などはございませんか。

矢野洋三委員

これまで市民農園として利用されていた土地です。イノシシ被害がある地域のため、注意が必要です。

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第３６号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第３６号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第３７号議案)

議長

続きまして「第３７号議案 瀬戸市特定農地貸付規程の改正について」

を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令」第4条により、瀬戸市長から変更承認依頼があったものです。

現在、瀬戸市が市民農園として市民に貸し付けている農地の一部を除外することにより、当該規定の別表内の面積が変更されるものです。

変更後の瀬戸市特定農地貸付規定につきましては、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条に定める特定農地貸し付けの要件を満たしており、かつ、同法第3条に定める事項についても記載されていることから、承認できるものと考えます。

なお、当該事案は、第36号議案と連動しており、第36号議案において議決された「農地利用集積計画等促進計画の変更」の対象農地が当該議案において除外される農地であることを申し添えます。

第37号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。

議長

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はございませんか。

(なし)

議長

特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第37号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第３７号議案は原案のとおり承認することに決しました。

（第３８号議案）

議長 続きまして「第３８号議案 瀬戸市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当する地域の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は７月２１日に実施した農業委員会総会において、瀬戸市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱及び担当地域を決定しておりますが、今後の農地利用の最適化に向けた調査等を効果的かつ効率的に実施するため、別紙のとおり一部担当地域を変更することとし、承認を求めるものです。

第３８号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。

農業委員の皆様ご質疑はございませんか。

（なし）

議長 推進委員の皆様ご意見はございませんか。

（なし）

議長 特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第３８号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第16号 農地法第5条第1項第6号の届出については3件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第17号 現況証明願出書については1件ありました。詳細は記載のとおりです。

報告第18号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に係る事業計画書については1件ありました。詳細は記載のとおりです。

報告第19号 農地改良届出書については1件ありました。詳細は記載のとおりです。

議長

事務局の説明は終わりました。

報告事項について、地区担当委員から補足などはありませんか。

(なし)

議長

農業委員の皆様ご質疑はありませんか。

(なし)

議長

推進委員の皆様ご意見はありませんか。

議長

(なし)

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会 7 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。